

南知多町地域防災計画の修正案要旨（R6. 3 修正）

■ 修正の方針

主に、次の点を踏まえ、内容の見直しを行う。

- 県の地域防災計画や国土地理院による公開事項等の修正に伴う見直し
- 町の取組等に係る見直し

■ 主な修正内容

1 県の防災計画や国土地理院による公開事項等に伴う主な見直し事項

(1) 内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく修正について

(要配慮者対策について)

- 個別避難計画の作成に当たっては、人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点へ留意すること。

また、要配慮者の把握について、なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある旨を追記。

【風水害編】	第2編 災害予防	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
	【新旧対照表	P8～9】
【地震・津波編】	第2編 災害予防	第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
	【新旧対照表	P12】

(2) 豊丘断層の発見等による「1：25000 活断層図」「師崎」の公表について

- 新たに豊丘断層と半田一武豊断層とが発見され、令和5年9月に国土地理院が作成する「1：25000 活断層図」「師崎」に記載されたことによる追加を行う。

【地震・津波編】	第1編 総則	第2章 本町の特質と災害要因
	【新旧対照表	P1】

2 町の取組等に係る主な見直し事項

(1) 避難所、津波一次避難場所等の変更

- ①内海防災センターの風水害時の避難所の追加、②津波一次避難場所の収容可能人数を追加等を行った。

【風水害編】	第2編 災害予防	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
	【新旧対照表	P7～8等】
【地震・津波編】	第2編 災害予防	第7章 避難行動の促進対策
	【新旧対照表	P9～11等】

(2) 町の応急対策活動等のための体制等の整備について

- 罹災証明書の発行体制の整備として、令和4年度に町税務課が主となり「南知多町住家被害認定調査及び罹災証明発行に関する業務計画」を作成し実施体制の整備を図ったこと等を追加

【風水害編】	第2編 災害予防	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
	【新旧対照表	P5～6】
【地震・津波編】	第2編 災害予防	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
	【新旧対照表	P7～8】